

令和6年度 浄化槽設置者講習会

目的 私たちの快適な生活環境を育む浄化槽。その適切な維持管理や手続き等について、正しく理解していただくために開催しています。

受講対象者 浄化槽の設置を予定している方 受講を希望する方

受講料無料

／定員あり／

会場・予約方法

管轄保健所	開催場所	予約方法	注意事項
北部保健所	北部保健所1階 健康増進室	事前予約不要	※受講者数の制限をしておりますので、 当日は受付順 にご案内させていただきます。 なお、 定員に達しましたら、受講をお断りさせていただきます ので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
中部保健所	中部保健所3階 研修室		
南部保健所	11月開催: 自治研修所5階501研修室 (那覇市西3丁目11番1号三重城合同庁舎) 12月以降開催: 南部保健所中会議室		
宮古保健所	宮古保健所2階 大会議室		
八重山保健所	八重山保健所2階 大会議室		

時間 受付: 午後 1:30 ~ 2:00 講習: 午後 2:00 ~ 3:00

※講習開始時間に遅れた場合、入場出来ません。ご注意ください。

ご準備いただくもの

- ・運転免許証、健康保険証など受講者の本人確認ができる書類
- ・浄化槽の「設置場所の住所」を記入頂きますので、必要に応じてメモや筆記用具等ご用意ください。

定員数・日程

管轄保健所	定員数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部保健所	35名	9(火)	7(火)	4(火)	2(火)	6(火)	3(火)	8(火)	5(火)	3(火)	7(火)	4(火)	4(火)
中部保健所	50名	16(火)	21(火)	18(火)	16(火)	20(火)	17(火)	15(火)	19(火)	17(火)	21(火)	18(火)	18(火)
南部保健所	50名	19(金)	14(火)	11(火)	9(火)	19(月) 自治研修所	9(月) 自治研修所	7(月) 自治研修所	11(月) 自治研修所	9(月) 保健所	14(火) 保健所	17(月) 保健所	11(火) 保健所
宮古保健所	20名	18(木)	16(木)	20(木)	18(木)	15(木)	19(木)	17(木)	21(木)	19(木)	16(木)	20(木)	19(水)
八重山保健所	20名	30(火)	28(火)	25(火)	23(火)	27(火)	24(火)	29(火)	26(火)	24(火)	28(火)	25(火)	25(火)

- 浄化槽の設置場所に関わらず、どの会場でも受講可能です。
※那覇市内に設置される場合は、那覇市へお問い合わせください。
(毎月第3木曜日開催、前日までの予約制、詳しくは那覇市環境保全課(098-951-3229)にご確認ください。)
- 会場の駐車スペースには限りがあるため、ご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。
- 受講された方には当日「講習会受講済証」を交付します。
- 浄化槽設置届出書・計画書には、沖縄県が指定する講習会で発行された「講習会受講済証」を添付する必要があります。
- 「講習会受講済証」の有効期限は受講日から3年間です。
- 台風等により業務停止になった場合は、中止としますので別日に受講してください。
※業務停止及び再開については沖縄県ホームページでご確認ください。



浄化槽設置者講習会について

平成21年7月31日から、「沖縄県浄化槽取扱要綱」の改正により浄化槽設置届出書等に、沖縄県が指定する講習会で発行された『講習会受講済証』の添付が必要となっております。

浄化槽の適切な維持管理等を行うため講習会の受講をお願いします。

【講習会の受講免除について】

以下の場合、講習会受講を免除します。

ただし、②～③については浄化槽設置届出書及び浄化槽設置計画書へ『受講免除届出書』を添付してください。

- ① 国、県、市町村等の公共機関が設置者となる場合
- ② 浄化槽関係資格者（浄化槽設備士、浄化槽管理士、浄化槽検査員、浄化槽清掃技術者）が設置者となる場合（但し、その場合は資格証明書の写しを浄化槽設置届出書等へ添付して下さい。）
- ③ 501人槽以上の浄化槽を設置する場合（浄化槽技術管理者の設置が必要となります。）

【講習会の受講猶予について】

以下の場合、講習会受講が猶予となります。

ただし、その場合は浄化槽設置届出書等へ『受講猶予届出書』を添付し、浄化槽を使用開始するまでに講習会を受講した後、受講済証を添付して使用開始報告書を提出する必要があります。

- ① 建売、賃貸物件で、設置時に浄化槽管理者（使用者）が決定していない場合
- ② 設置予定者が県外在住のため、届出書等提出前に受講ができないと判断される場合
- ③ 届出書等提出前に病気などの理由のため、自ら受講することが出来ず、かつ代理人による受講も困難な場合
- ④ 離島航路の事情により届出書等提出前に受講が困難であると認められる場合
- ⑤ その他、特段の事情により届出書等提出前に受講が困難であると認められる場合

【受講対象者について】

本講習会は浄化槽設置者を受講対象者としておりますが、同居成人に限り代理人の受講を認めています。ただし、浄化槽設置者が一人住まいで、かつ、病気などの理由のため、自ら受講することができないと判断される場合は、親戚等の受講を認めます。詳しくは保健所へご相談ください。

【お問い合わせ先】

北部保健所 TEL0980-52-2636

中部保健所 TEL098-989-6610

南部保健所 TEL098-889-6846

宮古保健所 TEL0980-72-3501

八重山保健所 TEL0980-82-3243